信濃の介護保険

発行:長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課

**T**380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内 TEL: 026-238-1555 (直通) TEL: 026-238-1580 (苦情専用)

TEL: 026-238-1583 (障害者総合支援専用)

FAX: 026-238-1581

E-mail: kaigo@kokuho-nagano.or.jp URL: https://www.kokuho-nagano.or.jp

# 1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課等からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、<u>今回参加を希望される事業者は日程の都合上、至急「事業所番号、事業所名、参加者名」をFAX</u> (026-238-1581) にてご報告ください。

開催日	開催場所	時間		
令和6年3月25日(月)	長野県自治会館1F会議室	午後 1 時 00~4 時 00 分		

※令和6年 4 月の開催はありません。令和6年度の研修会日程等については次月掲載予定ですのでご承知お きください。

# 2 令和6年度制度改正・報酬改定について

「令和6年度介護報酬改定に伴う請求事務留意点」(様式記載例含む)を本会ホームページの下記に掲載しています。

掲載後、新たな情報が入りましたら、本通知やホームページによりお知らせする予定ですので、確認のうえ 請求事務にご活用ください。

掲載場所:長野県国保連合会ホームページ>介護事業所のみなさまへ

>請求事務の留意点(令和6年度介護報酬改定)

なお、改正に係る国からの通知等については、"WAMNET (ワムネット)"に、長野県からの改正関係の連絡等は、県のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

## 3 「介護給付費等の請求及び受領に関する届」について

介護保険の事業者の指定(許可)を受けた後、事業所の名称や所在地その他厚生労働省令(施行規則第131条等)で定める事項に変更があった場合は、指定権者に対して変更の届出または変更の申請を行うこととなっています。この際、変更内容が既に本会へ提出している「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の内容に該当する事項であるときは、本会へも必ず「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を再提出してください。指定権者への変更申請は本会とは別の書類のため、それぞれに対して届出が必要となります。

なお、<u>事業所の介護給付費等請求者(開設者)の変更により、介護給付費等の支払口座の名義人が変更になる場合には、当該届出の提出がないと支払に影響します</u>ので、提出もれのないようお願いいたします。

## 令和6年度介護保険請求書等受付日及び介護給付費等支払日について

### 令和6年度介護保険請求書等受付日及び介護給付費等支払日

	請求書受付日									±+/ □	
	1⊟	2日	3⊟	4⊟	5⊟	6⊟	7日	8日	9⊟	10日	支払日
4月	月	火	水	木	金	土	В	月	火	水	26日 (金)
	0	0	0	0	0			0	0	0	
5月	水	木	金	土	В	月	火	水	木	金	30日 (木)
	0	0					0	0	0	0	
6月	土	В	月	火	水	木	金	土	В	月	28日 (金)
			0	0	0	0	0			0	
7月	月	火	水	木	金	土	В	月	火	水	30日
173	0	0	0	0	0			0	0	0	
8月	木	金	土	В	月	火	水	木	金	土	30日 (金)
	0	0			0	0	0	0	0	0	
9月	В	月	火	水	木	金	土	В	月	火	27日 (金)
		0	0		0	0			0	0	
10月	火	水	木	金	土	В	月	火	水	木	30日 (水)
	0	0	0	0			0	0	0	0	
11月	金	<b>±</b>	В	月	火	水	木	金	土	□	29日 (金)
	0				0	0	0	0	0	0	
12月	В	月	火	水	木	金	±,	В	月	火	27日 (金)
		0	0	0	0	0			0	0	
1月	水	木	金	土	В	月	火	水	木	金	30日 (木)
						0	0	0	0	0	
2月	土	В	月	火	水	木	金	±	В	月	27日 (木)
			0	0	0	0	0			0	
3月	土	В	月	火	水	木	金	土	В	月	28日 (金)
			0	0	0	0	0			0	

# 〈〈〈請求の留意点〉〉〉

#### 【伝送請求】

- ・請求受付期間中は24時間(10日は23時30分まで)受付が可能です。(サーバメンテナンス時等は除く)
- ・請求受刊期间中は24時間(10日は23時30分まで)を可が可能です。 ・誤った請求を送信してしまった場合は、毎月10日23時30分までは事業所側で修正・再送信が可能です。 事業所側で請求取消を行い、ファイル単位で再請求してください。 なお、取消処理を行った場合は、取消処理が完了したかを確認し、その後、正しいファイルを送信して

【電子媒体等請求・書面による請求】
・○ → 8:30~17:00まで請求受付を行います。 (土曜・日曜・祝日は、8:30~16:30まで)

ください。(※取消結果が届くまで40~60分程かかります。)

・書面による請求を行う場合は、平成30年3月31日までに、本会へ免除届出書を提出済みの事業所のみが 該当となります。

#### 【共通事項】

・請求締切りは土日・祝日関係なく毎月10日(必着)です。締切厳守でお願いします。

令和6年3月審査分の支払日は4月26日(金)、令和6年4月審査分の締め切りは4月10日(水)です。 3月審査分の返戻通知等の送信日は4月1日(月)夕方、発送日は4月2日(火)を予定しております。